

議案第76号

つくば市建築基準条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年9月9日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市建築基準条例の一部を改正する条例

つくば市建築基準条例（平成12年つくば市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第58条中「第85条第5項及び第6項」を「第85条第6項及び第7項」に、「第87条の3第5項及び第6項」を「第87条の3第6項及び第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による建築基準法の一部改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市建築基準条例（平成12年つくば市条例第40号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第57条（略） （仮設建築物等の適用除外）</p> <p>第58条 <u>法第85条第6項及び第7項</u>の規定による許可を受けた仮設建築物並びに <u>法第87条の3第6項及び第7項</u>の規定による許可を受けた建築物については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>第59条（以下略）</p>	<p>第1条—第57条（略） （仮設建築物等の適用除外）</p> <p>第58条 <u>法第85条第5項及び第6項</u>の規定による許可を受けた仮設建築物並びに <u>法第87条の3第5項及び第6項</u>の規定による許可を受けた建築物については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>第59条（以下略）</p>